令和８年（フ）第９５号
長崎県佐世保市広田３丁目30番29号
破産者　柏木　達也
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市白南風町７番３号　アーバニティ202
破産者　壹岐　美裕（旧姓齊藤）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３９号
山形県酒田市新橋４丁目12番地の17
破産者　三浦　祐一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第４０号
山形県酒田市東中の口町17番11号
破産者　五十嵐信一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第４１号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目15番地の14　レオパレスラプランタン105号
破産者　佐藤　寛人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第２４４１号
札幌市豊平区西岡４条５丁目２番12号
破産者　佐々木　亨
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０４号
北海道江別市大麻栄町24番地の24
破産者　井上加代子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
札幌市豊平区月寒西１条７丁目７番５－203号
破産者　宮澤　　徹
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６号
盛岡市前九年３丁目16－64　ピュール102、住民票上の住所岩手県八幡平市田頭第８地割141番地
破産者　甲斐　　勇
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２０７号
盛岡市東山一丁目10番22号
破産者　福士　和希
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２１１号
盛岡市津志田町三丁目４番３号　カオリーモ都南Ａ202号
破産者　生形　晃基
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２１６号
盛岡市月が丘三丁目24番５号
破産者　千葉　　強
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２２９号
盛岡市紅葉が丘19番31号
破産者　千葉　　誠
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１８０号
仙台市泉区鶴が丘３丁目31番地の23
破産者　熊谷　碧唯
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２９号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目15番８号、従前の住所仙台市宮城野区原町４丁目５番25号
破産者　山野　輝隆
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５９６号
宮城県富谷市あけの平２丁目26番地６
破産者　山岸　裕章
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６４８号
仙台市泉区東黒松10番１号　アップルハウス東黒松201、従前の住所札幌市白石区北郷４条２丁目８番１号　オクトランド201号
破産者　木村　奈菜
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６８５号
宮城県宮城郡松島町松島字町内11番地の２、従前の住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野官地　第５高射特科群
破産者　吉田　将規
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７０５号
仙台市青葉区落合２丁目８番51号　メゾン落合307、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘７丁目12番地の８
破産者　志村　尚洋
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係